

「千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会」規約（案）

令和6年（2024年）11月4日（設立総会開催日）

（名称）

第1条 この会の名称は「千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会」（略称「ちば登文会」）と称する。

（目的）

第2条 この会の目的は、次のとおりとする。

1. 国登録有形文化財建造物（以下「登録文化財」と呼ぶ）の保存・活用に関する活動を通じて、会員の知識向上を図り広く県民の文化的資質向上に寄与し、もって日本の伝統文化の継承に貢献する。
2. 会員同士の親睦を通して相互協力の志を育み、登録文化財に関する情報交換を図るとともに、県民との交流に努め、国や自治体と連携して登録文化財の有意義な伝承に努める。
3. 全国の登録有形文化財建造物所有者との連携を図り、登録文化財の地位向上と継続的な維持活動と啓蒙に努める。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. 年間の事業および会計の承認を得るため、年1回以上の総会の開催
2. 文化財・歴史的建造物に関する学習会・講演会・見学会等の行事を公開で開催するなど、国登録文化財に対する県民の関心を高め、知識の普及を目的とした活動
3. 歴史的建造物を所有する県民の文化財登録のサポート
4. 国登録文化財の修理・防災・維持管理、補助金に関する助言など
5. 会員が所有する国登録有形文化財に関する情報交換や活動の支援
6. 会員相互および文化財所有者、その他この会の関係者との交流会など親睦を深める活動
7. 会報の発行など、会員への活動報告と情報提供
8. その他、この会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員：千葉県内に存する登録文化財の所有者、権利を有する個人およびその家族、または法人
2. 準会員：千葉県外に存する登録文化財の所有者、または権利を有する個人およびその家族、または法人で、理事会の承認を得た者（総会議決権なし）
千葉県内に在住し文化財への関心が深くこの会の趣旨に賛同し協力する個人で、理事会の承認を得た者（総会議決権なし）
3. 賛助会員：この会を支援する個人または法人で、理事会の承認を得た者（総会議決権なし）
4. 特別会員：以下の個人で理事会の承認を得た者（総会議決権なし）
 - ①国登録文化財についての知識を持ちこの会の活動に協力する個人
 - ②外部団体が事務局として運営をサポートする場合に当該団体のうち正会員以外の個人
 - ③県・市・町・村の行政の文化財担当者でこの会の運営をサポートする個人

（会費・会計等）

第5条 この会の会員は会費を会に支払うものとする。

尚、この会の運営の財源は、会費・前年繰越金・寄付金の範囲内で賄うものとし、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

1. 会費に関する特記事項
 - ①会費の金額は理事会で決定するものとし別に細則で定める。
 - ②既納の入会金、会費はいかなる理由があっても返還しない。
 - ③各行事の開催に係る経費は参加者の受益負担とし、参加費等として別途徴収する。
2. 会費・収入の種類
 - ①入会金：正会員・準会員・賛助会員が入会時に支払うものとする
 - ②年会費：正会員・準会員・賛助会員が毎年支払うものとする
尚、年度の途中で入会する者の初年度の年会費は以下の通り定める
 - ・9月30日までの入会者：年会費の全額
 - ・10月1日を過ぎた入会者：年会費の2分の1で100円未満を切捨てた金額
 - ・1月1日を過ぎた入会者：年会費の3分の1で100円未満を切捨てた金額
 - ③寄付金：この会は理事会の承認の上で寄付金を受付ける。

(入会・退会)

第6条 入会、退会については以下のとおりとする。

1. 会員の入会は、入会金と年会費を納めて理事会の承認をもって入会とする。
2. 会員の退会は、事務局に書面にて退会届を提出することで任意に退会できるものとする。
3. 2年以上継続して年会費の納入をしない者は、本人に書面通知の上で退会とする。
4. 会の活動を著しく妨げる者については、理事会の過半数の議決をもって退会とすることができる。

(役員・理事会)

第7条 この会を運営するために次の役員を置く。

1. 理事は6名以上12名以内として正会員で理事会に出席できる者から選任し、理事の中から会長を1名、副会長を2名以上3名以内で選任する。
2. 監事は2名とし、会員外からの選任を妨げない。
3. 会長、副会長、理事、監事は、総会で承認を受けて決定する。
4. 役員の任期は原則として2年とする。但し、再任を妨げない。
5. 理事会は年に2～3回開催する定例会のほか、理事または事務局の要望により会長が招集して開催し、議決は出席役員の過半数の賛成をもって可決する。
6. 役員は無給とする。

(総会)

第8条 総会は会長が招集し正会員の全員をもって構成する。

1. 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後4ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、会員からの要望により理事会が決定した時に、会長が召集する。
3. 総会の議長は、出席した理事の中から会長が指名する。
4. 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

1. 事務局は若干名（うち事務局長1名）とし、会員外からの選任を妨げない。
但し、設立より当面の期間については、この会の設立事務を担当した(一社)千葉県建築士会の担当部署が事務局の運営にあたるものとする。
2. 事務局は (一社)千葉県建築士会内 におく
〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館4階 TEL043-202-2100 FAX043-202-2101
3. 事務局の運営で生じる経費はこの会の会費等収入から充当するものとし、決算は理事会の承認を得る。
4. 事務局員の構成および運営は事務局長に一任する。

(顧問)

第10条 この会は必要に応じ顧問を置くことができる。

1. 顧問は登録文化財についての知識を持ち、本会の活動に協力して頂ける個人、行政の文化財担当で理事会にて承認された者とする。
2. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない
3. 顧問で正会員以外の者は、この会の特別会員として運営に関する会議に参加するものとし無給とする。

(規約の変更)

第11条 本規約の変更については以下のように定める。

1. 規約の変更には総会の議決を必要とし、総会出席会員の3分の2以上の同意を要するものとする。

(解散)

第12条 この会を解散するときは総会の議決を必要とし、総会出席会員の4分の3以上の同意を要する。

尚、解散時点の現有財産については、原則として会員で分配することを基本とするが、詳細については総会決議により決するものとする。

(附則) 1. この会則は、令和6年(2024年)11月4日（設立総会開催日）から施行する。

「千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会」細則

(会費)

第1条 この会の規約第5条1項に示す会費は以下の通りとする。

1. 入会金

正会員	一人あたり	一口：4,000 円（何口でも可・法人は二口以上）
準会員	一人あたり	一口：3,000 円（何口でも可・法人は二口以上）
賛助会員	一人あたり	一口：5,000 円（何口でも可・法人は二口以上）
特別会員	なし	

2. 会費

正会員	一人あたり	年間	一口：4,000 円（何口でも可・法人は二口以上）
準会員	一人あたり	年間	一口：3,000 円（何口でも可・法人は二口以上）
賛助会員	一人あたり	年間	一口：5,000 円（何口でも可・法人は二口以上）
特別会員	なし		

3. 本条第1項に記載する入会金は、令和6年(2024年)11月4日（設立総会の開催日）までに入会申込書を事務局に提出した者 または 入会意志を明らかにした者は、各会員種別における一口の金額を半分の額を入会金とみなすものとする。